政治結社亜細亜青年同盟
政治結社維新塾總本部
政治結社行動戦線壬生義塾
政治結社新日本誠塾
政治結社誠那社
政治結社播政会
清和政策研究会
全国不動産賃貸オーナー経営持続化推進政治連盟
全中連政治連盟
大日本靖献党
高市早苗を日本初の女性総理大臣にする会
寺前秀一政治経済観光研究会
東都総合研究所政治連盟
土佐民族協議会
日本文経塾
日本・モンゴル友好協会
めぐみの会
夜の議会を勧める会
玲秋会

○総務省告示第二百九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年八月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
荒木田　聡	東京都議会議員	勁聡会	東京都杉並区天沼二―一七―三	（令和）七、一、一
大場　綜	神奈川県議会議員	チーム・バカボン横浜西	神奈川県横浜市西区平沼二―一―九	一、五、一
木島　洋嗣	神戸市長	関西州実現党	兵庫県神戸市中央区八幡通四―二―一二	六、一二、二
金城　幹泰	参議院議員	金城みきひろ後援会	高知県高知市介良乙三一三七―五	七、一、一
沓澤　亮治	参議院議員	くつざわ後援会	東京都豊島区南大塚二―一一―一〇	七、一、七
桑原　勝明	参議院議員	市民党	千葉県船橋市印内町五七一―二	六、一一、一
小森　卓郎	衆議院議員	尾山政経懇話会	石川県金沢市鞍月五―一八一	三、九、一七
佐々木雅文	参議院議員	佐々木まさふみ後援会	宮城県仙台市若林区新寺五―九―二〇	七、一、二〇
佐原　若子	衆議院議員	リボーン東北	青森県五所川原市本町六五―三	七、一、六
竹上　裕子	衆議院議員	竹上裕子事務所	愛知県豊橋市駅前大通三―二六	六、一二、二九
坪倉　理絵	東京都議会議員	愛が地球を救う会	東京都西東京市泉町五―一三―一七	七、一、一七
冨田　光規	衆議院議員	こうすけのミライ志成会	東京都新宿区市谷台町四―二	七、二、一
平戸　航太	参議院議員	平戸航太後援会	東京都千代田区内幸町一―三―一	五、一一、八
中西　剛士				七、一、六
井上　孝三				六、一二、三一
石川　徳廣				七、一、一四
沖田　厚志				五、一二、三一
豊田　敦美				七、二、九
田中　弘幸				六、七、三一
塩谷　立				七、六、二五
大谷　昭二				六、一二、二七
林　龍二				六、一二、三一
千田　一朗				六、一二、三一
川口　博				六、一二、三一
寺前　秀一				六、一二、三一
木下　敦子				六、一二、三一
中平　洋輝				六、一二、三〇
恵土　純嗣				六、一一、二九
井上　久				六、一二、三一
廣瀬めぐみ				六、一二、二七
三上　元				六、一二、三一
平井　玲子				七、二、七

○総務省告示第二百九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年八月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大島九州男	一票一心の会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―一	沖縄県那覇市松川二―一六―一	（令和）七、二、四
大森江里子	大森江里子後援会	主たる事務所の所在地	東京都渋谷区代々木一―二三―七	東京都渋谷区代々木四―三六―一〇	七、一、一〇
河合　悠祐	埼玉県南部を保守国粋化する党	政治団体の名称	埼玉県南部を保守国粋化する党	ジョーカー議員と投票率を上げる会	六、九、一八
木原功仁哉	木原くにや後援会	主たる事務所の所在地	埼玉県戸田市大字新曽八一九―三	埼玉県草加市高砂一―一〇―三	六、九、一八
髙階恵美子	たかがい恵美子と未来を創る会	公職の種類	参議院議員	神戸市議会議員	七、一、一
二階　伸康	明日の故郷を元気にする会	主たる事務所の所在地	島根県松江市内中原町一四〇―二	東京都千代田区永田町二―一―二	六、一一、八
本庄　知史	本庄さとし後援会	公職の種類	参議院議員	衆議院議員	七、三、一
山口　良治	山口良治を励ます会	主たる事務所の所在地	千葉県柏市豊四季九七三―三	千葉県柏市豊四季九四九―九	七、二、三
吉岡伸太郎	吉岡伸太郎と保育の未来を考える会	主たる事務所の所在地	栃木県宇都宮市元今泉四―一三―二三	栃木県宇都宮市中里町三〇一〇―三	六、一二、二〇
			長崎県長崎市城山台一―九―一六	東京都千代田区平河町一―六―一五	七、五、七

○総務省告示第三百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年八月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

㈠　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
植木　洋貴	植木ひろたか後援会	（令和）六、一二、二五
二階　俊博	新政経研究会	六、一〇、一〇

㈡　法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
日下　正喜	日下正喜後援会	（令和）六、一二、三一